

「桑名市職員の公正な職務の執行を確保するために必要な措置に関する要綱」の改正について

《改正の目的》

桑名市では、“市民に信頼される公正な市政の確立”を目指して、平成 31 年 3 月「桑名市職員の公正な職務の執行に関する条例」を制定し、この条例に基づいて、これまで、苦情や不当要求行為に対応するための仕組みを整備してきました。

今回の要綱改正もその一環であり、“市民に信頼される公正な市政の確立”のためには、特に“処理の透明性を確保し市民に対する説明責任を全うする必要性が高い”公職者からの要望に対する措置について規定するものです。

《概要》

- 一定の公職者から要望を受けた場合、「対応記録表（様式第 2 号）」を作成します。
- 作成に当たっては、原則として要望をした公職者の確認を求めます。
- 「対応記録表」は、公文書として情報公開条例の開示対象となります。

1. 対象となる公職者

対象者は「一定の公職にある者」で、具体的には次のとおりです。

- ①いわゆる政治家（全ての議員と首長）
- ②その元職
- ③その関係者（秘書、親族、代理人など）

2. 対象となる要望

要望等（職員の職務の執行に関する要望、提案、苦情等であって、職員の作為又は不作為を求める行為）のうち、次の全てを充たすものが対象となります。

①文書によるものではないもの

- ・新たに記録を作成する必要性がないからです。

②不当要求行為に該当しないもの

③特定の者に対する有利な又は不利な取扱いを求めるもの

- ・単なる照会、資料請求などは、対象となりません。
- ・不特定の者に対する有利不利の取り扱いを求めるものは、対象になりません。
- ・「不当に」このような取扱を求めるものは不当要求行為になります。

(参考)

不当要求行為

個人又は法人その他の団体に対する要求、要望、提案、苦情等であって、そのものの作為又は不作為を求める行為（以下この号において「要求等」という。）のうち次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 特定のもの（市職員を含む。以下この号において同じ。）に対し、不当に有利な又は不利な取扱いをすることを求めるもの
- イ 特定のものに義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げることを求めるもの
- ウ 法令等（法令、条例、規則、規程等をいう。）に違反する行為を行うことを求めるもの
- エ 暴行、脅迫、暴言、大声その他社会的相当性を逸脱する言動を伴うもの
- オ 要求等を執拗に継続するなど適正な職務又は業務の執行の妨げとなるもの

※不当要求行為の発生又はおそれがある場合は、「不当要求行為発生報告書（様式第1号）」を作成する。